

税理士法人 芦田合同会計事務所

一般事業主行動計画

税理士法人 芦田合同会計事務所は、従業員が仕事と子育てを両立させることができ、働きやすい雇用環境の整備を行うことによって、すべての従業員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1 計画期間：平成29年1月1日から平成31年12月31日までの3年間

2 内 容：

目標 1	育児休業に関する規定の整備、労働者の育児休業中における待遇及び育児休業後の労働条件に関する事項についての周知をする。
対策	平成29年1月～ 育児休業に関する規定を整備し、全従業員に、規定を周知する。

目標 2	育児休業予定対象者に対して育児・介護休業法に基づく育児休業や時間外労働・深夜業の制限、雇用保険法に基づく育児休業給付、労働基準法に基づく産前産後休業など諸制度を周知する。
対策	平成29年1月～ 取得予定者および取得中の従業員に対して諸制度を周知する。

目標 3	妊娠中や、産休・育休中、育休復帰後の従業員のための相談窓口を設置し、周知する。
対策	平成29年10月～ 相談窓口を設置し、全従業員へ周知する。